

令和3年度

第13回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和3年 7月9日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
課 長	中村 保
班 長	藤田 誠一
事務主査	山田 忠孝
事務主査	中谷 雅昭
事務主任	殿元 輝之

農林水産課

課 長	中兀 成浩
班 長	中川 拓哉

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第13回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の総会も時間の短縮を図るため、報告事項を割愛させていただきます。議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、谷河会長よろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第13回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る6月28日、吉中委員、曾根委員、丸山委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、古川委員、吉中委員にお願いします。

それでは議案の審議から始めさせていただきます。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課（中川班長） 番外、説明いたします。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。なお、本農園はすでに平成28年9月1日に認定を受けて開設されており、今回、認定を更新するため申請がありました。開設場所ですが、丸印で示しております。和歌山市杭ノ瀬186番4、田、749㎡となっております。当該土地についてですが、土地の所有者は園主の子

で、現在県外で暮らしています。園主は近隣に住んでおり、草刈りなどの園主としての業務を行っています。

これは、市民農園施設の配置等を表示した平面図となっております。1区画15㎡の計29区画で、付帯施設として農機具収納施設、トイレ、駐車場、手洗場、ごみ置場、休憩所の設備を備えるものです。利用料は1区画あたり、年間6,000円で、区画数は29区画となっております。年間通じて出入りはあるものの、9割方利用されているとのことです。更新は令和3年9月1日の予定で、前回と同様に5年間の使用貸借権の設定を計画しています。

当該申請地につきましては、現在も市民農園として利用されており、市民農園整備促進法第7条第3項に掲げる1号から6号について、すべての要件を満たすと判断し、市民農園として再度認定しようとするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で3件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号に

は該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 1は使用貸借権設定で、申請地が市街化区域です。No. 3は一部使用貸借権の設定で新規就農です。

また、No. 3については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） No. 3について報告します。

本件は、新規就農者から農地法第3条に基づく所有権移転と使用貸借権設定の申し出があった件で、6月28日に私と吉中委員、それに事務局と共に現地調査と事情聴取を行いました。申請人及び申請地は議案書のとおりです。はじめに、所有権移転を行う農地については、現況は何れも約1～2年程度の休耕地で、場所は園部の市立有功小学校から・・・約・・・mの地点となります。続いて、使用貸借権設定を行う農地については、所有権移転申請の土地とほぼ隣接しており、何れも地目は田で設定期間は1年、現況は今年の水稲が植えられていました。この4筆の使用貸人は所有権移転の譲渡人同様、譲受人の母親の友人で、2人共、高齢で農業の跡継ぎも居ないことから、譲受人の母親を介して、約15年位前から、この使用貸人宅の田畑の手伝いをしていたものであるが、今回、独立して、農業を行うについて、隣接する農地を買求め、また、借りて、合計3,057㎡の農地で農業を行うとのことです。

譲受人は、小さい頃から母親の実家の農

業の手伝いをしていたが、会社勤めになってから、化学物質やタバコの煙等に強いアレルギー反応がおき、ひどい時には呼吸困難ともなる過敏症で、数年前に会社勤めを辞めて、以後、自宅でパソコンのインストラクターや、母親に勧められて農業の手伝いを生計を立てていたとのことです。

申請者の自宅は、申請地から約2km離れているが、自転車で約5分を通え、また、申請者は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、籾摺り機1台、乾燥機1台等、農業機械1式所有しており、母親と2人で農業に従事するとのことです。作付計画は、使用貸借権の土地には既に水田耕作しており、所有権移転地は現況休耕地であるが、来年から水田耕作をしたいとの事で年間収入約・・・円を見込んでいるとのことです。問題点として、同所付近では猪被害が多発している状況と、所有権移転の土地の中央に幅約2mの道路があり、その南側に隣接して、譲渡人の所有の休耕地約1,000㎡があり、所有権が移転すれば、南側農地への進入路が無くなるため、双方の間で話し合い、道路通行の承諾書をお互いに交わして問題点の出ないようにするとの事です。

このような状況で、申請地は市街化区域で、その広さも1,000㎡以上で要件を満たしている他、申請者には農業経験があり、自己所有の農機具も取り揃えているところから、特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、名草地区・・・、内原マスターゴルフ倶楽部から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地が太陽光発電を行うに当たって適地であること、また農業を継続していくのが困難な場所であること等の理由から太陽光発電施設へ転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 2申請地は、名草地区・・・、内原マスターゴルフ倶楽部から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。No. 1の太陽光発電施設を設置するに当たって工事用進入路が必要となるため当該申請地を一部転用申請するものです。なお、約45日間の一時的な転用であって、工事期間後は農地へ原状回復します。なお、使用貸借権設定です。

No. 3申請地は、直川地区・・・、開智中・高等学校から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人ですが、今後の事業拡大に伴って運送用トラックの駐車場用地の増設を目的として、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 4申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です

No. 5申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は農業の後継者として父から少しずつ農業を引き継いでいきたいことから、実家に近く、住環境が良い、当該申請地を農業者住宅として転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

また、当該申請地は令和元年12月11日に農地法第3条による許可によって取得した経緯があるため、今回に転用によって土地の所有者は以降、農地法第3条の要件である耕作要件を満たさなくなると考えられます。

No. 6申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、将来のことを考えて手狭になってきていることから、現在自分が営農している当該申請地を農業者住宅として転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 7申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・

を営んでいる法人で、小学校が隣にあり、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

№. 8 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から南東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、駅、小学校等が近く、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

№. 9 申請地は、岡崎地区・・・、竈山駅から北東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、スーパー、駅、病院等が近く、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、特定事業許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしています。

また、№. 3、8については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） №. 3につきました、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章博委員さん報告願います。

◆19番（岩橋章博） №. 3について報告します。6月28日に曾根委員とともに現地調査及び事情聴取を実施しました。

譲受人は・・・に本社を置く・・・で社長に直接事情を聴きました。会社は従業員・・・名、年商・・・円で申請地の東、ナフコ和歌山北インター店東に

営業所を置き、パスコのパン、コンビニセブンイレブンの商品配送を請け負っているそうです。その冷凍食品の保管場所として、現在、西脇山口線を挟んだ営業所北側に保冷倉庫を建設中であります。保有トラックは大型・・・台、中型・・・台、2トン保冷車・・・台を所有し、現在、営業所の他、借りている駐車場2カ所に置いているとの事です。

7月6日に再度申請地と営業所を確認に行きました。営業所駐車場には大型、中型トラックが約・・・台置いてあることを確認しております。今回、借りている駐車場2カ所を返却し、そこに置いてある2トン保冷車・・・台の代替駐車場用地として申請に及んだとの事です。申請地は、地図のとおり、北は粉河加太線と南は西脇山口線、東はアベイル直川店、西はセレモ平安に囲まれた第2種農地です。粉河加太線側と西脇山口線側とに分かれ、そのあいだに農地と水路を挟んでおり、西側葬祭場との間にも農地を挟んでいる状況であります。粉河加太線側と西脇山口線側より約2.2mの盛り土をする予定との事です。挟まれる農地は現在水稲が作付けされていますが営農及び水路に支障がないかと思いましたが、隣接同意と水利組合の同意もあるので問題がないとの事です。以上で報告を終わります。

◆会長（谷河 績） №. 7につきました、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆13番（曾根光彦） №. 7について報告します。去る6月28日、岩橋章博委員と事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請は、和歌山市立小倉小学校東側道路にはさんだ第2種農地であり、今回申請地は、和歌山市・・・番地の地目、田で1,434㎡の土地であります。申請に至った理由は、譲渡人・・・氏が以前より土地売買の話を持ち掛けていたところ隣接地に・・・が造成した住宅があり話が進み売買契約に至りました。

譲受人は・・・は、6棟の住宅を売り出す計画であります。・・・の会社設立年月日は、・・・年・・・月・・・日で資本金・・・円で年間売上額・・・円であります。雨水等排水については、西側の水路に流す計画であり紀の川左岸の同意もあり特に問題も無いものと思われまます。また、造成等の資金については、・・・で行うそうです。なお、事情聴取に設計士、・・・氏と行政書士、・・・氏の2名出席いただきました。委員の皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） No. 3について質問します。駐車場の表面は舗装するのですか。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

砕石仕上げになっています。

◆2番（辻本 傑） 近隣に同会社の砕石仕上げの露天駐車場がありますが、長年の使用で砕石が沈み込み、近隣に埃の被害があり迷惑している。この案件に対して、今後の対策を指導していますか。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

事情聴取等において、工事中及び完成後

も近隣に迷惑が掛からないように業者へ厳重注意しています。

◆19番（岩橋章博） 農地法上、許可相当であり、懸念は県に対して、和歌山市農業委員会の意見を口頭等で伝えればいいと思います。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本来は意見書に「許可相当」と記入してを提出するが、今回のように懸念がある場合は、備考欄に懸念事項を記入することができます。

◆会長（谷河 績） 事務局として、今回の場合は、県に対して意見書に懸念事項を記載して提出したいと思います。

その他、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆山田主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が9件ございました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、すべてが農業委員会による利用権の新規設定です。面積は、田が12,815㎡、畑が200㎡、合計面積が13,015㎡です。なお、P30のNo. 2とNo. 3、P31のNo. 7は新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2及びNo.

3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中雅三） No. 2及びNo. 3について報告します。

先日28日事務局職員の案内説明のもと、丸山委員、矢田推進委員、私とで現地調査及び事情聴取を実施しました。

現地調査ではNo. 2は3筆ともみかんが植栽されていました。その中に農業倉庫が建っていました。この倉庫も借りることでした。No. 3については、スイカとマッカウリが栽培されていました。

申請者の・・・さんは今年3月迄は・・・でしたが、今は・・・ですが・・・の農家へ手伝いに行って、農業の経験と指導してもらっているそうです。家族構成は経営主本人と妻ですが父が住んでいるので手伝ってもらっているそうです。農機の保有状況はトラクター、軽トラ、動力噴霧器、クローラー運搬車、草刈り機等を所有しているとのこと。農機については・・・で購入したそうです。作付作物はスイカ、ハクサイ、ホーレン草、ミカン等を栽培し、販売については自家販売もするが主に・・・に出荷するとのことでした。通作については、自宅の・・・から15キロ、車で20分とのこと、又契約期間は3年4ヶ月とのこと。今後の目標はレモン栽培に目標があり、1町歩程の栽培し国内のレモン普及に寄与したいとのことでした。現調委員の意見は、申請者の・・・さんは・・・歳と若く農機具も買い揃え、会社も退職し農業に新規参入し自立経営農家を確立し、地区農業の活性を目指して頑張るとのことです。皆様の慎重なご審議をよ

ろしく願います。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） 次に、No. 7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） No. 7について報告します。

本件は、新規就農者から利用権設定の申し出があった件で、6月28日に私と吉中委員、それに事務局と共に現地調査を行った後、藤原農地利用最適化推進委員を交えて事情聴取を行いました。

申請地と申請者は議案書のとおり。申請地は共有地で共有者の同意を得ています。土地の固定資産税と水利費は貸方が負担し、農業共済は借方が支払うとの事です。場所概要は、JR阪和線紀伊駅から北西約・・・m、阪和高速の南側約・・・mに位置し、現況は、既に借人が貸人の了解を得てキュウリやトウモロコシ等を作付しています。借人の職業は、これまで約7年程度、・・・で従業員として農業に携わり、数年前にこの法人を辞めた後、親類の畑の手伝い等をして農業に馴染んだ上で、独立して就農するに至ったとの事です。営農計画は、従事者として申請者本人とその奥さんが主で、多忙時には、奥さんの父親に手伝ってもらうことの事です。申請者本人が所有する農機具は、今年3月に新車で購入したトラクター1台と古いトラクターの計2台、動力噴霧機1台、草刈機1台、管理機1台の他、軽トラ1台を所有しているそうです。自宅から借地まで約7kmの距離を軽トラで約10分、で通うとの事です。

作付計画は、キュウリやトウモロコシ等、野菜栽培がメインで、出荷先として、これまでも、・・・や・・・、・・・等に出荷

して、昨年度は約・・・円の農業収入を上げている事から、今後も同様に出荷する予定との事です。又、今後の目標としては、耕作地を増やし回転率をあげ、増収増益に繋がりたいとの事です。このような状況で、申請者は農業経験があり、自己所有の農機具も取り揃えている他、農業経営に熱意が認められるところから特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年4月27日、安原地区冬野（24件、30筆）で山本委員、松尾推進員と現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書7件の提出がありました。面積は、畑が9筆で、計1,631㎡になります。

No. 1からNo. 7について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計

画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第13回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会